

# 総務省の行政相談

## 総務省の行政相談とは？

総務省の行政相談は、皆様から寄せられた国の行政などへの苦情や意見、要望について、担当行政機関とは異なる立場から、必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るものです。

役所の仕事(国・独立行政法人・特殊法人の仕事、国から委託等されている県・市町の仕事)やサービスや手続の関係で、

「制度や仕組みがよく分からない」「苦情を申し出たが、その説明や対応に納得がいけない」などお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。



総務省当地キーン  
「びわんこ」

## 行政相談の方法は？

行政相談に難しい手続はありません！

まぐみみ滋賀(滋賀行政監視行政相談センター)や各市町にいる行政相談委員に直接ご相談いただくのはもちろん、手紙で送っていただいても結構です。

また、電話やインターネットでもご相談を受け付けていますので、お気軽にご利用ください。相談は、無料・秘密厳守・予約不要です。

【住 所】 〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎7階  
総務省 滋賀行政監視行政相談センター

【電 話】 0570-090110 (おこまりなら まるまる くじょー 110ばん)

【インターネットからの受付】 「行政相談受付」で検索してください。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

(右の二次元コードからもアクセスしていただけます)



## 行政相談委員とは？

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受けた民間有識者で、市役所・町役場や公民館などで定期的にあるいは巡回して行政相談所を開設し、皆様の相談相手として活動しています。

行政相談委員は、各市(区)町村に1人以上おり、全国で約5,000人(滋賀県内には63人)がボランティアとして活動しています。

令和3年度は、全国の委員で42,538件(滋賀県内の委員で594件)の相談を受け付けました。

高島市でも、行政相談委員が毎月相談所を開設しています。  
行政相談委員の相談所開設予定は、裏面をご覧ください。



# ご存じですか？ 行政相談委員



滋賀ご当地キーン「びわんこ」

国の事務に関する苦情や意見・要望は  
 あなたのまちの**行政相談委員**までお気軽に  
 ご相談ください。

たとえば...

- 道路
- 河川
- 年金
- 健康保険
- 雇用保険
- 労災保険
- 戸籍
- 登記

などです。

ご相談は、  
**無料・秘密厳守・予約不要**です。

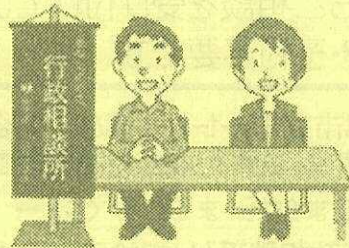
○ 行政相談委員は、行政相談委員法に基づいて、総務大臣が民間有識者の中から委嘱しています。

相談者



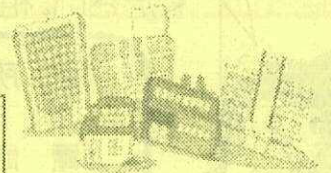
相談

行政相談委員



改善の  
申入れなど

関係機関



助言・回答

対応策など  
の回答

高島市内では行政相談委員が巡回相談所を開設して皆様の相談をお受けしています。

【令和5年7月～9月の巡回相談所】

開設場所	開設日	開設時間
高島公民館 (アイリッシュパーク) 2階 会議室3	7/21 (金)	13時～16時
安曇川公民館 会議室	8/18 (金)	13時～16時
高島市役所 朽木支所 会議室	9/15 (金)	13時～16時

※ 悪天候等の理由により急きょ開設を中止する場合があります。  
 ご理解くださいますようお願いいたします。

総務省行政相談センター

お問合せ： **まぐみみ滋賀** 電話 077-523-1100 FAX 077-525-1149

— 困ったら 一人で悩まず 行政相談 —